

2021年度

事業計画

育秀会

令和3年度（2021年） 育秀会事業計画

1. 育秀会の基本精神・理念

地域で産婦人科を開業していた阿部秀世医師は、戦争の混乱の時代に保育に困っている乳幼児を救済したいと、昭和27年（1952年）に乳児院を開設し、社会福祉法人育秀会は設立されました。昭和から平成、令和にかけ、創設者阿部秀世医師の創業の精神を引き継ぎ、現在は高齢者福祉を中心に社会福祉事業を運営しています。

基本精神 「for others」
理念 「安心・安全で快適な暮らし作り」

2. 育秀会の運営計画・方針

令和3年度における介護報酬改定に向けた視点として、新型コロナウイルス感染症や大規模災害が発生する中で、「感染症や災害への対応力の強化」を図るとともに、団塊の世代のすべてが75歳以上になる2025年に向けて、2040年も見据えながら、「地域包括ケアシステムの推進」、「自立支援・重度化防止の取り組みの推進」、「介護人材の確保・介護現場の革新」、「制度の安定性・持続可能性の確保」の方針が掲げられました。

昨年度の事業計画でも、新型コロナウイルス感染症について、状況を冷静に判断して出来る限りの感染防止策を行っていくと計画しましたが、一年たっても事態は全く変わっていません。そればかりか、新型コロナウイルスが変異し、感染数も爆発的に増え続けて、令和3年1月8日からは、再度、緊急事態宣言が発令されました。そんな中、第3育秀苑では、1月17日より、特養入所者6名、ショートステイ利用者2名、職員3名が、新型コロナウイルス感染症に罹患しましたが、無事に終息しました。新型コロナウイルス感染症終息まで、今年度も不自由な生活や行動制限の中、感染リスクを減らしながら乗り越えたいと考えています。施設の対応として一番大切なことは、「ウイルスを持ち込まない」という一点ですから、職場における感染対策の徹底に加え、職員は私生活においても感染症予防に取り組んでまいります。また、感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に必要なサービスが安定的・継続的に提供される体制を構築していきます。

在宅系の事業に関しては、新型コロナウイルス感染症の影響で、デイサービスやショートステイ、訪問介護事業の利用が減り、事業収入も減少しました。この状況は、今年度も続くと思われませんが、在宅での高齢者の生活を維持していくために、感染症対策を徹底しながら、在宅系の事業を継続してまいります。

2015年より本格的な人口減少社会を迎え、深刻な介護人材不足や今後の社会保障に対する不安がある中、育秀会は介護サービスを提供していくために、介護人材の確保・育成を行い、テクノロジーの活用や文書負担軽減や手続きの効率化による業務負担軽減も利用して事業を運営してまいります。

介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるように、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的・継続的に提供される地域包括ケアシステムを確立し、地域の様々な福祉課題に積極的に取り組み、住み慣れた地域で安心して生活できる地域社会作りに貢献してまいります。

3 借入金の償還

育秀苑・第2育秀苑とも借入金償還は完了

第3育秀苑建設資金 (2033年度借入金償還終了予定)

償還額	福祉医療機構借入	元金	9,948,000 円
		利息	1,222,977 円
		合計	11,170,977 円
償還財源		練馬区補助金	5,000,000 円
		都利子補給	1,164,740 円
		自己負担額	5,006,237 円
		合計	11,170,977 円

4 今年度の重点課題

重点課題	内容
育秀会ブランドの確立	<ol style="list-style-type: none"> 1. 法人理念・基本精神を全職員に徹底する 2. オンライン等を活用した3施設間の連携を強化し各施設間の標準化を図る 3. 各施設のミッションを設定遂行する 4. ホームページ、採用サイト等を活用し効果的な情報発信をする 5. 地域共生社会の中核として、地域包括ケアシステムを推進する
サービス向上に対する取り組み	<ol style="list-style-type: none"> 1. 認知症への対応力向上に向けた取り組みの推進 2. 自立支援・重度化防止の取り組みの推進 3. 施設内研修やオンラインでの法人内研修・外部研修を利用して、サービス向上を図る 4. 利用者満足度調査、第三者評価、虐待の芽チェックリスト、内部監査等サービス評価の実施を行う 5. 計画的に施設の修繕・改修を行い、施設環境を改善する
経営基盤の安定	<ol style="list-style-type: none"> 1. 感染症や災害時における業務継続に向けた取組の推進 2. 事業所ごとの目標稼働率を月次で設定し達成する 3. 介護人材の確保・介護現場の革新に対応する 4. 合同医務会議や衛生委員会を通し、感染症リスクへの対策を行う 5. 情報のセキュリティー管理に取り組む
働きやすい職場作り	<ol style="list-style-type: none"> 1. 働き方改革検討委員会で検討した働きやすい環境を整備する 2. 評価制度や目標管理制度を連動させた人材育成を行う 3. 職員が出産・育児・子育て・介護をしながら働き続けられる職場環境を整備する 4. テクノロジーの活用を行い、業務の効率化と負担の軽減を図る 5. 職員の資格取得援助を行い、スキルアップを図る
地域貢献への取り組み	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地域の特性に応じたサービスの確保 2. 小・中学校などの学生に対して、介護の普及啓発活動を継続する 3. 練馬区社会福祉法人等のネットに参加して、社会貢献事業に参画する 4. 介護実習生の受け入れと介護人材の育成を行う 5. 地域との連携を深め、災害時等の地域との連携した対応強化に努め、福祉避難所として、大災害時想定訓練を実施する

2021年度 法人会議

注) ◎=議長 ○=議事録担当

法人経営会議	◎理事長・理事・施設長・○課長・医師・本部職員 (毎月第1火曜日開催)
施設経営会議	理事長・◎施設長・○各施設課長・係長・本部職員 (毎月第2・3・4火曜日開催)
合同居宅会議	施設長・課長・◎○各居宅介護支援専門員代表 (第3火曜日:5月・2月)
合同包括会議	施設長・課長・◎○地域包括職員代表 (第3火曜日:5月・2月)
合同特養相談員会議	施設長・課長・◎○各施設相談員代表 (第4火曜日:4月・10月・2月)
合同サービス提供者会議	施設長・課長・◎○サービス提供責任者代表 (第2水曜日:6月・12月)
合同医務会議	担当施設長・◎○各施設看護師代表 (第4火曜日:5月・11月)
合同管理栄養士会議	担当施設長・◎○各施設管理栄養士(第1火曜5月・11月)
合同管理課会議	担当施設長・◎○各施設管理課代表・本部事務(毎月開催)
合同キャリアアップ会議	担当施設長・◎○各施設福祉課長・研修担当者(毎月開催)
合同BCP対策委員会	担当施設長・◎○各施設管理課代表・各施設防火管理者 (各月:4月・6月・8月・10月・12月・2月)
合同ホームページ委員会	担当施設長・◎○各施設担当者 適宜開催
採用委員会	担当施設長・◎○各施設担当者 適宜開催

週	火曜日
第1週	10:00～ 法人経営会議 (毎月) 16:00～ 管理栄養士会議 (5・11月) 16:30～ BCP委員会 (偶数月) ホームページ委員会 (適時)
第2週	10:00～ 育秀苑経営会議 (毎月)
第3週	9:00～ 地域包括会議 (5・2月) 9:30～ 居宅会議 (5・2月) 10:00～ 第2育秀苑経営会議 (第2育秀苑 毎月) 16:30～ 管理課会議 (毎月)
第4週	10:00～ 第3育秀苑経営会議 (第3育秀苑 毎月) 16:00～ 医務会議 (5・11月) 16:00～ 特養相談員会議 (4・10・2月) 17:00～ キャリアアップ委員会 (毎月)
/	水曜日
第2週	10:30～ サ責会議 (第2育秀苑 6・12月)

開催場所：指定のない時には、桜台介護センター1階

職員配置表（2021年4月）

職種	育秀苑		第2育秀苑		第3育秀苑	
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
施設長	1		1		1	
本部事務	(1)	1				
管理課係長	1		1		1	
福祉課長	1		1			
福祉課係長	1				2	
在宅支援課長					1	
事務員	1 (1)	1	1 (1)	1	1 (1)	2
生活相談員	2		2		1 (2)	
特養介護支援専門員	(2)		(2)		(2)	
特養介護職員	20	12	18	6	26	6
デイ介護職員					1	7
サービス提供責任者			3		3	
ホームヘルパー				25		19
医師		2		2		2
産業医		1		1		1
衛生管理者	(1)		(1)		(1)	
看護職員	3	2	3	1	4	1
機能訓練指導員	1	1	1	1	1	1
管理栄養士	1		1		1	
居宅介護支援専門員	5	1			3	
地域包括相談員	3		3		2 (1)	
地域包括プランナー	1	1	2		2	
訪問支援員	2		2		2	
生活支援員	2		2			
運転手		2		1		5 (2)
宿直員		5		4		
クリーンスタッフ		5 (1)		5 (1)		6 (1)
合計	44 (5)	35 (1)	41 (4)	48 (2)	52 (7)	50 (3)

* () は兼務

常勤：週40時間

非常勤：週40時間未満

2021年度 年間行事予定表

月	育秀苑	第2育秀苑	第3育秀苑
4月	花見行事	花見行事	花見行事
5月	端午の節句 母の日	端午の節句 母の日	土支田保育園交流会 母の日
6月	父の日	父の日	父の日 お買い物会
7月	七夕祭り お盆供養会	七夕まつり 納涼祭	納涼祭 (バザー) 土支田保育園交流会
8月	納涼祭	盆供養	花火鑑賞会 供養会
9月	敬老祝賀会 (家族会)	敬老祝賀会 (家族会)	敬老会 (家族会) 作品展 土支田保育園交流会
10月	秋のレクリエーション大会	秋の散歩	かすみ草の会 (ボランティア感謝祭) 土支田児童館交流会 (ハロウィン)
11月	育秀苑開設記念週間	利用者作品展覧会	大運動会 土支田保育園交流会
12月	クリスマス会	冬至 (ゆず湯) クリスマス会 (ホーム喫茶)	クリスマス行事 八坂中プラス「スマイルコンサート」
1月	新年祝賀会	新年祝賀会 新年会	元日行事
2月	節分	節分	節分行事 お買い物会
3月	雛祭り	桃の節句 花見行事	ひな祭り行事 土支田児童館交流会

	育秀苑	第2育秀苑	第3育秀苑
通年	音楽会	口腔体操・グループ体操	書道 手工芸 グループ体操
	金管楽器演奏会	書道教室	フラワーアレンジメント
	園児交流会	誕生日会	ピアノで歌おう
	被服販売会	手工芸活動	【ユニット毎】
		園芸活動	誕生日会 日常外出 (光が丘等) 誕生日外出 (希望に応じて) フロア交流会

2021年度

防災訓練実施計画

(別表2)

実施月	育秀苑	第2育秀苑	第3育秀苑
4月	消防機器説明会	消防機器・BCP説明会	消防機器説明会
5月	消火訓練(実放水)	BCP図上訓練(地震)	消火訓練(実放水、消火器)
6月	三施設合同無線機使用訓練	三施設合同無線機使用訓練	三施設合同無線機使用訓練
7月	BCP(事業継続計画)説明会	BCP図上訓練(水害)	BCP(事業継続計画)説明会
8月	総合訓練(夜間想定)	救命救急訓練	炊き出し訓練(土支田町会と合同)
9月	三施設合同BCP訓練	三施設合同BCP訓練	三施設合同BCP訓練
10月	総合訓練(昼間想定)	総合訓練(昼間想定)	総合訓練(昼間想定)
11月	防災総合訓練(桜台二・三丁目町会合同)	総合防災訓練(羽沢町会合同)	避難訓練(火災、地震対策)訓練
12月	BCP図上訓練・防災備蓄・非常食	BCP図上訓練(感染症)	BCP図上訓練、防災グッズ確認
1月	避難訓練(地震対策)	防災備蓄・非常食	総合訓練(夜間想定)
2月	総合訓練(夜間想定)	総合訓練(夜間想定)	避難訓練(地震想定)
3月	次年度防災計画立案	次年度防災計画立案	次年度防災計画立案

2021年度

事業計画

育秀苑

2021年度 育秀苑事業計画

育秀苑は昭和62年(1987年)11月に開設し、34年経過した施設ですが、2020年12月に厨房の改修も終わり、予定していた大規模改修は全て終わりました。今年度は、テクノロジーの活用に取り組み、シルエット見守りセンサー、ケアバード(ベッド下のモニターセンサー)、シフト作成ソフト、勤怠管理ソフトを導入して業務効率化を図ります。

育秀苑の2021年度ミッションは、「あなたも私も大切に！ 協力し合い笑顔のサービス」に取り組みます。また、2年前から働き方改革検討委員会で検討してきた「魅力ある職場づくり」を目指し、正社員だけでなく、嘱託、非常勤、パート等の職員にも働きやすい職場環境を整備します。

昨年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で、イベントや人事交流などは出来ませんが、今年度は、昨年からはじめたオンラインを利用した近隣法人や介護事業者と交流を深め、合同の社会福祉事業や災害時の協力体制などの整備に取り組みます。

桜台地域包括支援センターは、昨年4月に練馬区桜台出張所の跡地に移転しましたが、新型コロナウイルス感染症の影響で常設型街角ケアカフェ事業等の新規事業に関しては、まだ、広く認知されていません。今年度は、桜台地域包括支援センターが、総合的に高齢者と家族の生活を支える地域の窓口になれるように活動していきます。

1 事業内容

- | | |
|-----------------------------|----------|
| (1) 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) | 入所定員：60名 |
| (2) 短期入所生活介護事業(ショートステイサービス) | 利用定員：5名 |
| (3) 居宅介護支援事業 | |
| (4) 練馬区委託事業 | |
| 地域包括支援センター | |
| 生活支援員センター | |
| 常設型ケアカフェ事業 | |

2021年度 月例諸会議

注) ◎=議長 ○議事録担当

主任運営会議	施設長・福祉課長・係長・◎管理課・○生活相談員・管理栄養士・各主任
衛生委員会	施設長・福祉課長・◎○衛生管理者・管理課・相談員・看護職員 管理栄養士・各主任
感染対策委員会	施設長・福祉課長・管理課・◎○看護職員・生活相談員・各部署職員
事故防止検討委員会	施設長・福祉課長・◎○介護職員・看護職員・生活相談員・各部署職員
身体的拘束適正化検討委員会	施設長・福祉課長・◎○介護職員・看護職員・生活相談員・管理栄養士
防災委員会	施設長・福祉課長・管理課・◎○防火管理者・各部署職員
広報・図書委員会	施設長・福祉課長・各部署職員・◎○管理課
サービス向上・虐待防止委員会	施設長・福祉課長・生活相談員・看護職員・管理栄養士・◎○介護職員・ 各部署職員
職員会議	施設長・福祉課長・管理課・職員全員・◎○担当部署
親睦会議	施設長・福祉課長・◎○管理課・各部署代表
給食委員会	施設長・福祉課長・管理課・生活相談員・◎○管理栄養士・厨房・ 介護職員・看護職員
レク委員会	施設長・福祉課長・生活相談員・看護職員・管理栄養士・◎○介護職員
褥瘡予防対策委員会	施設長・福祉課長・◎○看護職員・特養介護職員・生活相談員・ 管理栄養士・機能訓練指導員
特養ケア会議	福祉課長・生活相談員・特養介護職員・看護職員・管理栄養士・ ◎○介護支援専門員・機能訓練指導員・医師
特養栄養会議	福祉課長・生活相談員・特養介護職員・看護職員・◎○管理栄養士 介護支援専門員
特養ケア検討委員会	◎○介護職員・介護支援専門員
苦情対応委員会（随時）	◎施設長・○福祉課長・生活相談員・福祉課主任
入所検討委員会（随時）	施設長・福祉課長・◎○生活相談員・看護職員・管理栄養士・ 福祉課主任・介護支援専門員

週	火	水	金
1		16:00 防災委員会	16:00～特養ケア検討委員会
2	15:30～特養ケア会議 特養栄養会議	16:00 職員会議・衛生委員会 16:30 主任運営会議	16:00～事故防止検討委員会 身体的拘束適正化検討委員会
3	15:30～特養ケア会議 特養栄養会議	16:00 親睦委員会 (4/7/10/1) 16:30 サービス向上・虐待防止委員会	(5/9/11/1) 16:00～感染対策委員会 16:30～褥瘡予防対策委員会
4	15:30～特養ケア会議 特養栄養会議	16:00 給食委員会 16:20 レク委員会 (広報・図書委員会)	

2021年度 育秀苑研修計画

	内容	担当
4月	身体拘束廃止①・虐待防止	福祉課長
5月	リスクマネジメント①	生活相談員
6月	褥瘡予防対策	特養
7月	感染症予防対策①(食中毒)	管理栄養士
8月	看取り①	生活相談員
9月	認知症介護研修	地域包括支援センター職員
10月	感染症予防対策②(インフルエンザ・ノロ)	医務室
11月	個人情報保護・権利擁護	地域包括支援センター職員
12月	リスクマネジメント②	介護職員(特養)
1月	身体拘束廃止②	福祉課長
2月	看取り介護②/感染症③	医務室
3月	B C P / ハラスメント	管理課

*法人のレベル別研修、キャリアアップ研修、練馬研修センターの研修等への参加も併用する。

2021年度

育秀苑介護老人福祉施設

短期入所生活介護事業 事業計画

今年度の重点課題

1 育秀会ブランドの確立

- ① 基本精神「for others」、法人理念「安心・安全で快適な暮らし作り」に沿ったサービスの実現を目指します。
- ② オンライン等を活用し、3施設合同の会議やミーティングを適宜行う事で、迅速な情報の共有に繋げ標準化を図り、安定したサービスの提供を実現します。
- ③ 2021年度ミッション「あなたも私も大切に！協力し合い笑顔のサービス」を毎朝読み上げ、職員の意識を高めます。
- ④ ホームページを活用し、育秀苑での生活や取り組みを積極的に発信します。
- ⑤ 住み慣れた地域での生活が安心して継続できるよう、地域包括支援センターと連携を図ります。

2 サービス向上に対する取り組み

- ① 認知症に対する学びを深め、利用者本位となるサービスの提供を行います。
- ② 利用者がその人らしく生活できるよう、個々の状態に合わせて機能訓練や生活リハビリを多職種連携の元に実施し、残存能力の維持に努めます。
- ③ 内外の研修参加を計画的に実施し、サービス向上に活かします。
- ④ 年に2回「虐待の芽チェックリスト」を用いて自己の振り返りを行うとともにサービス向上委員会で分析を実施し、接遇意識を高めます。また、利用者・家族の声、第三者評価を参考にして、サービスの質の向上に取り組みます。
- ⑤ 定期的な点検や、問題点の即時報告により、計画的な修理・更新に繋げ、施設内環境の改善を図ります。

3 経営基盤の安定

- ① 感染症や災害時において安定したサービスの継続を行えるよう、研修や訓練等を計画的に実施してまいります。
- ② 加算の取得に努め、特養稼働率 98%、ショートステイ稼働率 95%、特養+ショートステイ稼働率 97%を目指します。
- ③ 風通しの良い働きやすい環境を整えることで人材の定着を図るとともに、積極的なICTの活用により業務の効率化や生産性の向上に取り組みます。
- ④ インフルエンザや新型コロナウイルス等の感染症対策において、来苑者・面会者・利

用者・職員への予防を徹底します。

- ⑤ 情報セキュリティに関する基本方針や規則を定め、情報を適切に扱うことが責務である事を職員に周知します。

4 働きやすい職場作り

- ① 職員の能力や経験および意向をふまえ、人員の適正配置、職員の負担軽減を行うとともに、職員の心身の健康を守るためメンタルヘルス対策を進めます。
- ② 定期的に職員と面談を行い、目標の共有・評価を行い育成指導します。
- ③ 状況に合わせた産休や育休、介護休暇などの取得を推進し、柔軟かつ安心して働き続けられるよう職場環境の整備に努めます。
- ④ ICTや介護ロボットの効果的な導入及び適切な運用に取り組み、業務の効率化と負担の軽減を図ります。
- ⑤ 職員の能力や意向に応じて、資格取得費用の支援、研修時の職務免除等、資格取得援助を行います。

5 地域貢献への取り組み

- ① 地域課題解決に向けて、地域包括支援センターとの連携を図り、地域福祉の担い手として役割を果たせるよう努めます。
- ② 近隣の小学生や中学生の職場体験の受け入れ、地域や学校で行う研修や体験事業等への講師派遣を行い、介護の普及啓発活動を実施します。
- ③ 「ねりま社会福祉法人等のネット」に継続して参加し、地域における公益的な活動に取り組んで参ります。
- ④ 実習生の受け入れを積極的に行い、介護人材の育成に努めます。
- ⑤ 福祉避難所として地域と協働で防災訓練を行い、避難拠点と連携して大規模災害への備えを進めて参ります。

2021年度特養業務日課表

		夜勤	早番	日勤	遅番	(医務)	(相談員)
	4:00	排泄介助					
朝食	6:40	起床・更衣 洗面介助					
	7:00		出勤・引継ぎ 起床・更衣 洗面介助 一斉換気(夏季)				
	30	食事誘導・配膳					
	8:00	食事介助 食事量確認・下膳 口腔ケア・排泄介助	配膳・食事介助 下膳・口腔ケア	(日勤C出勤)		出勤・引継ぎ・食事介助 下膳・与薬・口腔ケア 服薬介助・食事量確認	
	9:00		排泄介助	(日勤B出勤)		健康チェック (9.15 遅番出勤)	出勤
	30	記録・引継ぎ	フロア対応	出勤・引継ぎ		入浴者・要観察者バイタル測定	引継ぎ
	40	退出	ラジオ体操	ラジオ体操		ミーティング	利用者対応
	10:00		水分補給介助 整容誘導(第2・4月曜)	水分補給介助 一斉換気 (日勤A出勤)		配薬準備・通所者血圧 健康チェック・診察補助 処置・一斉換気	書類作成・整理
			レク活動	リネン交換 ベッドメイク			家族連絡
	11:00		休憩	居室換気 口腔体操	出勤・引継ぎ 口腔体操	ショート入所健康チェック	ショート入所
				食事誘導・配膳	食事誘導・配膳		
昼食	12:00		食事介助 食事量確認・下膳	食事介助 食事量確認・下膳 口腔ケア・排泄介助	食事介助・食事量確認 食事量確認・下膳	食事介助・服薬介助 食事量確認・下膳	
	13:00		入浴誘導	交代で休憩・身辺介助	口腔ケア・排泄介助 身辺介助	交代で休憩	休憩
			入浴介助				
	14:00				休憩	排泄チェック・入浴介助 配薬準備・処置	ショート送り
	15:00			ラジオ体操 おやつ水分補給介	ラジオ体操 おやつ水分補給介	通院介助 おやつ水分補給介	書類整理 請求事務他
	16:00		記録・退出		入浴補助		
	20			排泄介助・一斉換気	排泄介助・一斉換気	消毒・整理整頓 一斉換気	
	17:00			(日勤C退出)		記録・退出	記録等
夕食	30			食事誘導・配膳	食事誘導・配膳	食事誘導・配膳	
	40	出勤・引継ぎ					
	18:00	食事介助・服薬介助 下膳		食事介助・服薬介助 食事量確認・下膳 (日勤B退出)	食事介助・服薬介助 食事量確認・下膳	食事介助・服薬介助 食事量確認・下膳 (18:15 遅番退出)	退出
	30	口腔ケア		記録・引き継ぎ 退出	口腔ケア		
夜間対応	19:00	コール対応		(日勤A退出)	コール対応		
	30	更衣・就寝介助			更衣・就寝介助 排泄介助		
	20:00	服薬介助			記録・退出		
	30	排泄介助・消灯 廊下換気 随時排泄介助・巡回					
		コール対応					

2021年度

育秀苑居宅介護支援事業 事業計画

今年度の重点課題

1 育秀会ブランドの確立

- ① 利用者の尊厳を保持し住み慣れた地域において安心して過ごす事が出来るよう、育秀会の基本精神・理念である「for others」「安心・安全で快適な暮らし作り」を基に、利用者の心に寄り添う支援を目指し地域社会作りに貢献して参ります。また各関係機関と連携し福祉と医療のネットワークを構築し地域共生社会の中核として地域から信頼される事業所を目指して参ります。
- ② 合同居宅会議や勉強会を開催し、法人内での情報の共有、事業所間の標準化を図って参ります。
- ③ 2021年度育秀苑ミッション「あなたも私も大切に！協力し合い笑顔のサービス」を実践するために、親切・丁寧な対応を心がけサービスを提供して参ります。

2 サービス向上に対する取り組み

- ① 利用者が居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営む事が出来るように配慮し、利用者の意思と人格を尊重しその立場に立って公正中立に支援して参ります。また可能な限り住み慣れた地域で生活出来るよう利用者及び家族の選択に基づき、保健・医療・福祉・民間サービス等、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して参ります。
- ② 法人内研修や「練馬介護人材育成・研修センター」「けあまねりま」「練馬ケアマネジャー連絡会」「事連協連絡協議会」等の外部団体が主催する研修会等への計画的な参加を実施し、事業所内で共有し専門性の高い人材を確保いたします。
- ③ 事業所内での職員間の情報交換・課題の共有・相談援助をスムーズに行う事が出来るよう毎朝のミーティングや1回/週 定例会議を開催しケアプラン作成能力の向上に努めて参ります。
- ④ 個人情報持ち出し管理簿を運用し個人情報を適切に管理し、個人情報開示請求等に対しても適切な判断および行動が出来るよう「個人情報保護管理規定」について理解を深めて参ります。また各サービス事業所への提供票及び居宅サービス計画書等の郵送・ファクシミリ利用の際は、細心の注意を払い誤送付事故防止に努めて参ります。

3 経営基盤の安定

- ① 地域共生社会の実現に向けたネットワークを構築し、日々変化する社会情勢に対応し、利用者・家族のニーズに沿ったケアマネジメントを提供出来るように努めて参ります。
- ② 特定事業所加算（Ⅱ）の算定要件を満たす為、職員体制の維持・24時間連絡体制の確保・東京都介護支援専門員実務研修実習の受入れ・地域包括支援センター主催の事例検討会及び他法人と共同事例検討会等への企画・参加して参ります。

- ③ 介護支援専門員 1 人当たりの担当件数 35 件を目標とし地域包括支援センター等と連携し困難ケース含め新規利用者を積極的に受け入れ出来る体制を維持して参ります。また入院時情報連携加算・退院退所加算等を確実に算定し医療連携強化・収益確保に努めて参ります。
- ④ 要介護認定調査及び介護予防・日常生活支援総合事業の練馬区からの受託事業者としての登録を継続して参ります。
- ⑤ 介護保険法改正等について理解を深め「介護報酬」や「運営基準の変更」「加算要件の変更」など、常に最新の情報を収集し法令遵守に努めて参ります。また「運営基準減算チェック表」を用いて毎月の業務を確実に遂行し、運営基準減算に該当しない居宅介護支援を実施して参ります。
- ⑥ 災害時の要援護者リストを作成し毎月更新し管理いたします。担当利用者の緊急時の連絡先の確認を適宜行い、災害発生時の危機管理意識の向上に努めて参ります。

4 働きやすい職場作り

- ① ミーティングや定例会議等を通して職員間で情報を共有する事で担当者不在時でも事業所として対応が出来るフォロー体制を維持して参ります。また「ワーク・ライフ・バランス」確保の為、職員が休暇を取りやすくチームとして働く快適な職場環境作りに努めて参ります。
- ② 安定した職員体制を整える事で法人内研修や外部研修に参加しやすい環境を作り、質の向上・自己研鑽に努める機会を確保して参ります。また長期的な視野で人材育成を行い定着率の高い職場を目指して参ります。
- ③ 円滑な業務運営を遂行し、超過勤務の縮減・有給休暇取得率の向上に努めて参ります。
- ④ 管理者は職員の労務環境を整備し、定期的に面談の場を設け職員とのコミュニケーションを図り、職員の心身の健康等を日常的に観察しサインを見落とさないように努めて参ります。またハラスメント防止のため研修等で学びを深め、働きやすい職場づくりを推進して参ります。

5 地域貢献への取り組み

- ① 地域包括ケアセンター会議、地域ケア圏域会議、地域密着運営推進会議等に積極的に参加し住み慣れた地域で、自分らしく暮らせるように、地域の民生児童委員、老人会、町会、自治会、介護事業者等と連携を深めて参ります。
- ② 大規模災害時に対応が出来る事業所として法人一体となりその基礎作りに努めて参ります。また実際の災害発生時に落ち着いて行動が出来るよう毎月行われる防災会議への参加に加え、消防署・町会・自治会等で開催する「災害時要援護者の支援に関する会議等」にも積極的に参加し意識強化を図って参ります。

2021年度

事業計画

第2育秀苑

2021年度

第2育秀苑事業計画

2020年度は感染対策を強化しつつどのように施設を運営していくか模索した一年でもありましたが、施設を支えてくださる方々のご理解・ご協力もあり感染防止対策に努めることができました。今年度も引き続き感染防止対策を強化し、利用される方々の安心・安全を確保しながら、新しい生活様式を実践するために様々な工夫や取り組みにチャレンジしていきます。

今年度第2育秀苑では、各事業所それぞれが果たすべき役割の中で、取り巻く方々の思いをつないでいけるようにと「笑顔と心でつなぐ」をミッションといたしました。笑顔と心で様々な方の声や思いをつないでいけるよう取り組みます。

施設部門につきましては、開設以降使用している介護機器や設備機器の老朽化、経年劣化による修理などを度々繰り返しております。利用者様の安全を優先した介護機器の更新をはじめ、設備等の点検・更新を計画的に行い、安心してご利用いただけるよう施設整備を進めていきます。

また、在宅サービスにつきましては、人材の確保に努め、利用者の方々が住み慣れた地域において継続したサービスが受けられるよう、事業の安定・継続を図って参ります。

1 事業内容

- (1) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） 入所定員：50名
- (2) 短期入所生活介護事業（ショートステイサービス） 利用定員：6名
- (3) 訪問介護事業（ホームヘルプサービス）
- (4) 練馬区委託事業
 - 第2育秀苑地域包括支援センター
 - 生活支援員センター
 - 羽沢高齢者集合住宅における生活協力員

2021年度月例諸会議

注) ◎=議長 ○=議事録担当

主任運営会議	施設長・◎福祉課長・○管理課係長・各主任・生活相談員・管理栄養士
衛生委員会	施設長・福祉課長・管理課係長・各主任・◎○衛生管理者・生活相談員 管理栄養士
感染対策委員会	施設長・○福祉課長・管理課係長・管理栄養士・◎看護職員・各部署1名
事故防止検討委員会	施設長・◎○福祉課長・管理課係長・管理栄養士・看護職員・各部署1名
身体的拘束適正化検討委員会	施設長・◎○福祉課長・生活相談員・管理栄養士・看護職員・介護職員
防災委員会	施設長・福祉課長・管理課係長・◎○防火管理者・各部署1名
広報・図書委員会	施設長・福祉課長・各部署1名・◎○管理課職員
サービス向上・虐待防止委員会	施設長・◎○福祉課長・管理課係長・管理栄養士・各部署1名
職員会議	施設長・福祉課長・管理課係長・◎○職員全員
親睦会議	施設長・福祉課長・◎○親睦委員（各部署1名）
給食委員会	施設長・福祉課長・相談員・◎○管理栄養士・厨房・介護職員・看護職員
レク委員会	施設長・福祉課長・◎○生活相談員・管理栄養士・介護職員・看護職員
褥瘡予防対策委員会	施設長・○福祉課長・管理課係長・管理栄養士・◎看護職員・ 機能訓練指導員・各部署1名
特養ケア会議	福祉課長・生活相談員・特養介護職員・看護職員・管理栄養士・ 機能訓練指導員・医師・◎○介護支援専門員
特養栄養会議	福祉課長・生活相談員・特養介護職員・看護職員・◎○管理栄養士・ 介護支援専門員
特養業務改善委員会	◎主任・○副主任・介護職員
特養各委員会	◎○各委員会担当職員・生活相談員・看護職員・管理栄養士
苦情対応委員会（随時）	◎施設長・○福祉課長・管理課係長・福祉課主任・生活相談員
入所検討委員会（随時）	施設長・福祉課長・福祉課主任・◎○生活相談員・管理栄養士・看護職員 機能訓練指導員

週	火	水	木
1	15:00～特養サービス向上委員会(6/9/12月)	15:30～レク・給食委員会、図書・広報委員会 (4/7/10/1月) 16:00～サービス向上・虐待防止委員会	16:00～特養業務改善委員会
2	13:30～特養事故防止検討委員会 身体的拘束適正化検討委員会	15:30～主任運営会議・衛生委員会 16:00～職員・親睦会議	15:00～特養ケア会議 特養栄養会議
3	13:30～特養環境委員会	(5/9/11/1月) 15:30～感染対策委員会 16:00～褥瘡予防対策委員会 (4/8/12/2月) 15:30～事故防止検討委員会 16:00～身体的拘束適正化検討委員会	15:00～特養ケア会議 特養栄養会議
4	13:30～排泄ケア委員会 15:00～特養看取り介護委員会(5/11月)	15:30～防災委員会	13:30～特養の食事委員会 15:00～特養ケア会議 特養栄養会議

2021年度 第2育秀苑研修計画

	内容	担当
4月	権利擁護・個人情報保護	研修担当
4月	高齢者虐待防止	サービス向上・虐待防止委員会
5月	事故発生防止・リスクマネジメント①	事故防止検討委員会
6月	食中毒（感染症①）	管理栄養士
7月	看取りケア・精神的ケア（看取り介護①）	医務・看取介護委員会
8月	防災	防火管理者・防災委員会
8月	ハラスメント	外部/研修担当
9月	身体拘束廃止①	身体的拘束適正化検討委員会
10月	冬季感染対策（感染症②）	医務・感染対策委員会
11月	感染対策シュミレーション（感染症③）	医務・感染対策委員会
12月	看取りケア・精神的ケア（看取り介護②）	医務・看取介護委員会
1月	認知症	外部/研修担当
1月	事故発生防止・リスクマネジメント②	事故防止検討委員会
2月	褥瘡予防対策	医務・褥瘡予防対策委員会
3月	身体拘束廃止②	身体的拘束適正化検討委員会
3月	B C P	担当職員

*法人のレベル別研修、キャリアアップ研修、練馬研修センターの研修等への参加も併用する。

2021年度

第2育秀苑介護老人福祉施設

短期入所生活介護事業 事業計画

今年度の重点課題

1 育秀会ブランドの確立

- ① 「安心・安全で快適な暮らし作り」の理念に基づき、利用者の尊厳を尊重した個別ケアの実施（ケアプラン）、安全に配慮したサービスの提供を行います。
- ② オンライン等を活用した3施設合同の会議などを通して、情報を共有し、適正なサービスの提供と業務の標準化を図ります。
- ③ 今年度のミッション「笑顔と心でつなぐ」を常に意識し、利用者、家族、その他関わる方々、職員を含めて繋げていく役割を果たす事を目指します。
- ④ 施設での取り組みや日々の利用者の日常を定期的にホームページ等で発信し、福祉や法人の魅力を発信出来る様、より開かれた施設づくりを目指します。
- ⑤ 地域住民の方々にとって必要な社会資源となり、福祉拠点としても中核となる事を目指します。住み慣れた地域での生活が継続できるよう、地域包括支援センターと連携を図って参ります。

2 サービス向上に対する取組

- ① 認知症ケアの専門的な学びを元に、個々の特性に応じた対応が出来る様に努めます。利用者の意向や家族の意向を十分に把握し、利用者の立場に立ったサービスに努め、利用者本位の介護を徹底します。
- ② 利用者個々の状態やニーズに対して適切なアプローチや機能訓練をする事で、現状の有する能力を維持出来るよう多職種連携の元支援します。
- ③ 職員一人一人の目標管理を行い、質の高いサービスの提供を目指すべく、能力や経験に応じた知識習得の為、オンライン開催を含む内外の研修等の参加を計画的に行います。
- ④ 虐待の芽チェックリスト（年2回）を継続して行い、点検を図りながらサービスの質の向上を目指します。また、家族懇談会等の開催や日々の関係性を構築する事で、利用者や家族の要望等を把握し、サービス向上委員会等での活動を通じて反映して参ります。
- ⑤ 設備や介護機器等について経年劣化や損傷等を検証し、必要に応じて点検、更新等の対策により、利用される方々が安心して過ごしていただけるよう、施設内環境の改善を図ります。

3 経営基盤の安定

- ① 感染症や災害時においても必要な介護サービスが継続的に提供出来る体制を構築します。業務継続に向けた計画等の策定、研修、訓練を実施します。
- ② 特養については引き続き入退所時における空床期間の短縮化を図るべく、実態調査を実施し入所待機者を常に確保できるよう努めます。待機者の動向確認から実態調査の実施、入所検討会議の開催を速やかに行い、退所から新規入所までの期間短縮を図ります。

長期入院者に対しては病院又は家族と密に連絡を取り、状態を把握することで空床期間の目処を立て、ショート・ステイ利用等の有効利用をしやすい環境を整えます。また、入院が長期の見込みとなる場合には、居室の活用方法について説明を行い、空床の短縮に努めます。年間平均稼働率 98%を目標にします。

ショート・ステイにおいても、各居宅介護支援事業所や、地域の高齢者相談センターに働き掛けたり、特養入所申込者や他サービスの利用者等にも働きかけ、新規利用者年間 15 名以上の方々にご利用頂く事を目指し、年間平均 95%以上の稼働率を目標とします。又、入院等で発生している特養の空きベッドの活用についても、スムーズにご案内が出来る様、利用希望者を把握し、実情に応じた利用を推進します。多様なニーズに対応するべく体制を整え、多職種連携を図り、緊急ショート・ステイを含め、積極的な受け入れを行うことで、定期的な利用に繋がる様支援し、特養・ショートステイ合わせて年間平均稼働率 97%を目標とし、経営の安定と社会福祉法人としての責務を遂行します。

- ③ 介護人材の確保が社会的な課題となる中、職員が長く働き続けられる職場環境を整えることで人材の定着を図ると共に、限られた人数で成果を出すために I T を取り入れた業務効率化に取り組みます。
- ④ 衛生委員会等を通じて職員の衛生管理の意識向上を図ります。医療職の合同会議を通じて、感染対策の措置を講じるなど、感染症発生のリスク軽減に努め、利用される方々の健康維持を図り、安定した経営が継続できるよう努めます。
- ⑤ 3 施設合同で情報セキュリティ対策の方針や規則を定め、職員への教育等を行い、運用して参ります。それら一連の活動全体をマネジメントしていきます。

4 働きやすい職場作り

- ① 職員の能力や適性、働き方のニーズの変化等に合わせて待遇の見直しや多様な働き方を推進し、職員の働く意欲・能力が発揮できる職場環境を提案していきます。
- ② 目標管理制度のもと評価制度を実施し、人材育成を図ると共に意欲向上に繋がる様努めます。
- ③ 職員のライフステージの変化等を加味した上で適切な人員配置や業務の見直しを行い、多くの人材が活躍出来る環境を整備していきます。
- ④ 次世代介護機器や I C T 等については効果的な導入、活用を通して介護現場における通常業務を見直し、業務の効率化と負担軽減が図れる様努めます。
- ⑤ 職員の能力や意向に応じて、各種資格取得についての情報提供や援助を行います。

5 地域貢献への取り組み

- ① 地域包括支援センターと連携を図り、施設として地域課題に対し積極的に参画することで地域のニーズを把握し、施設が求められる役割を果たせるように努めます。
- ② 地域の保育園や小中学校の職業体験の受け入れ、介護等体験事業への職員派遣を通じ、地域の福祉教育や福祉の魅力発信に貢献します。
- ③ 「ねりま社会福祉法人等のネット」に継続して参画し、子供の居場所づくり事業や福祉事業に対して、地域に貢献出来るよう、取り組んで参ります。
- ④ 高齢者施設での学習や体験を通じて、福祉への理解や興味を持ってもらえる様、取り組みます。
- ⑤ 福祉避難所として練馬区のガイドラインに基づき、災害時の要援護者の受け入れを行います。また、防災の意識を近隣住民と共有し、施設で行う合同の防災訓練の開催や、地域の訓練等への参加により、災害時及び防災対策の連携が図れるよう、体制を整えます。

2021年度

第2育秀苑訪問介護事業 事業計画

今年度の重点課題

1 育秀会ブランドの確立

- ① 法人理念、基本精神をサービス提供責任者、ヘルパーと共有し、理念に基づいたサービス提供の実践に取り組みます。
- ② オンライン等も活用しながら定期的に合同サービス提供責任者会議を実施し、情報共有などを行い施設間の標準化を図ります。
- ③ 第2育秀苑ミッションを遂行するため、利用者・家族と信頼関係で繋がれるよう、真心と笑顔で接します。
- ④ ホームページの「スタッフブログ」を利用し、ホームヘルプサービス事業の取り組みや日常の様子等を、親しみを感じていただけるような内容で発信します。
- ⑤ 地域住民の方が安心して在宅での生活が送れるよう、地域包括支援センターと連携を図り地域のネットワークを構築できるよう努めます。

2 サービス向上に対する取り組み

- ① 認知症ケアについての研修等を行うことで、増加傾向にある認知症の方への適切な対応や理解を深めていきます。
- ② 様々な疾患や要因に対する医学的評価に基づいて、日々の過ごし方等へのアセスメントの実施や、生活全般における計画を行い、それらに基づくケアの実施により住み慣れた自宅での自立した生活が継続できるよう支援します。
- ③ サービス提供責任者は苑内外の研修に参加し、知識の習得と介護技術の向上に努めます。訪問介護員の質の向上を図るため定期的な研修を様々な形で実施し、介護技術、知識と意識を高め訪問介護サービスの向上に努めます。
- ④ 利用者へのアンケート調査を実施し、介護保険サービス・業務の質の向上を目指します。また、管理者及びサービス提供責任者が前期と後期に分け訪問介護員の活動評価を行います。

サービス提供責任者は毎月定例会議を開催し研修報告、必要書類の確認、事例検討を行い、信頼できる訪問介護事業所になるように努めます。

3 経営基盤の安定

- ① 日頃より感染予防策を徹底し利用者、家族、職員の安全確保に努めます。感染症や災害時において、必要な介護サービスを提供する為にBCPを策定し、事業が継続出来るよう体制を構築します。
- ② 安定した収入を確保するために、常時150件の利用者様に介護保険サービスを提供

できるよう新規利用者獲得に努めます。職員は介護に対する意識、知識、技術を磨きサービス提供する事で、他事業所からの信頼を得られる様尽力します。

また、個々のアセスメントを丁寧に行い、援助の中で更なるニーズを把握し必要なサービス提供に繋げられる様、ケアマネジャーへ提案をしていきます。それにより、一層利用者にあった内容で自立支援に向けたサービス提供を行います。

- ③ 介護人材の確保が社会的な課題となる中、職員が長く働き続けられる職場環境を整えることで人材の定着を図ると共に、限られた人数で成果を出すためにITを取り入れた業務効率化に取り組みます。
- ④ 施設内で行う感染症の研修への参加、訪問介護員への資料配布等を通じて予防を徹底し、日常的の感染対策に努めます。
- ⑤ 個人情報保護について研修等から取り扱いについて意識向上を図ります。また多様化する情報処理に対応出来る様努力します。

4 働きやすい職場作り

- ① 職員の能力や適性、働き方のニーズの変化等に合わせて待遇の見直しや多様な働き方を推進し、職員の働く意欲・能力が発揮できる職場環境を提案していきます。
- ② 個々の訪問介護員の能力、活動の評価を行うとともに、定期的に訪問介護員との面談を実施し、一人一人の仕事への意欲の向上を図ります。
- ③ 訪問介護員が家庭と仕事の両立ができるよう、相談しやすい環境を整えます。
- ④ 練馬区の資格取得受講料助成制度等を利用して、各種資格取得の情報提供及び援助を行います。

5 地域貢献への取り組み

- ① 認知症高齢者、単身世帯、夫婦のみの高齢者世帯が増え続け、介護に対するニーズは多様化しています。引き続き「日常生活総合事業」を含め、地域住民へ訪問介護への理解を深めていただき、利用者様が地域で自立した生活が出来るように援助します。
- ② 体制を整え積極的に介護実習の実習生の受入れを行い、介護人材の育成に努めます。
- ③ 施設が実施する大規模災害に備えた災害時の想定訓練に参加します。

2021年度

事業計画

第3育秀苑

2021年度

第3育秀苑事業計画

令和3年度介護報酬改定の基本的考え方に沿い、感染症・災害対策の強化、人員の確保、サービスの質の向上に努め、安定した事業経営を図ります。事業所、職種別の勉強会の機会を設け、職員の知識・技術の向上、サービスの標準化を行います。

令和3年度より、第3育秀苑地域包括支援センターの担当地域が変更となり、土支田町会全域と高松6丁目の担当となります。改めて地域との関係性の構築に取り組みます。

第3育秀苑のミッションは、昨年度に引き続き「together 共に笑い 共に寄り添い 共に歩む」とし、利用者、職員が共に安心安全を感じられる施設を目指します。

1. 事業内容

- (1) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） 入所定員：60名
- (2) 短期入所生活介護事業（ショートステイサービス） 利用定員：6名
- (3) 認知症対応型通所介護事業（デイサービス） 利用定員：24名
- (4) 訪問介護事業（ホームヘルプサービス）
- (5) 居宅介護支援事業
- (6) 練馬区委託事業
第3育秀苑地域包括支援センター
高齢者筋力向上トレーニング事業

2021年度 月例諸会議

注) ◎=議長 ○=議事録担当 (印のないものは持ち回りとする)

主任運営会議	施設長・課長・◎係長・主任・副主任・ユニットリーダー・生活相談員・管理栄養士・理学療法士
衛生委員会	◎衛生管理者・各職員
感染対策委員会	施設長・福祉課係長・管理課・管理栄養士・看護職員・各部署1名
サービス向上・虐待防止委員会	施設長・相談員・各部署1名
事故防止検討委員会	施設長・福祉課係長・管理栄養士・理学療法士・看護職員・各部署1名
身体的拘束適正化検討委員会	施設長・相談員・管理栄養士・理学療法士・看護職員・介護職員
防災委員会	施設長・管理課係長・◎防火管理者・管理栄養士・各部署1名
給食委員会	施設長・相談員・◎管理栄養士・介護職員・看護職員・給食委託職員
広報・図書委員会	施設長・◎管理課係長・○委員
苦情対応委員会 (随時)	◎施設長・課長・係長・主任・相談員
親睦会議	施設長・◎管理課係長・○委員
職員会議	施設長・管理課係長・◎職員全員
医務会議	施設長・看護職員
入所検討委員会	施設長・福祉課係長・主任・◎相談員・ユニットリーダー・看護職員・管理栄養士・理学療法士
特養ケア会議	福祉課係長・主任・◎介護支援専門員・相談員・介護職員・看護職員・管理栄養士・理学療法士
ユニットリーダー会議	福祉課係長・主任・◎ユニットリーダー
褥瘡予防・排泄委員会	施設長・福祉課係長・管理栄養士・理学療法士・看護職員・委員
特養各委員会	福祉課係長・主任・◎各委員会担当職員
デイケア会議 (月1回)	◎管理者・デイ相談員・デイ職員

週	火	水	木
1		11:00～医務会議 (年6回) 15:00～広報図書委員会(年6回) 15:30～感染対策委員会	15:00～事故防止検討委員会 (年4回) 15:30～特養事故防止検討委員会 身体的拘束適正化検討委員会
2	14:00～特養ケア会議	14:30～入所検討委員会 15:00～主任運営会議 衛生委員会 16:00～職員会議 (年4回)	15:00～ユニットリーダー会議 16:00～特養レク委員会
3	14:00～特養ケア会議	15:00～サービス向上・ 虐待防止委員会 16:00～親睦会議 (年4回)	15:00～防災委員会
4	10:00～経営会議 14:00～特養ケア会議	15:00～給食委員会 15:30～褥瘡・排泄委員会	

2021年度 第3育秀苑研修計画

	内容	担当
4月	虐待防止・身体拘束廃止①	研修担当
5月	リスクマネジメント①	事故防止検討委員会
6月	感染症予防①（食中毒）	管理栄養士
	ハラスメント	研修担当
7月	衛生講話	産業医
	看取り介護①	福祉課
8月	認知症	認知症対応型通所介護
9月	褥瘡予防	医務・褥瘡予防対策委員会
10月	BCP（防災）	管理課
11月	感染症予防②（冬季感染対策）	感染対策委員会
12月	権利擁護・個人情報保護	地域包括支援センター
1月	リスクマネジメント②	事故防止検討委員会
	感染症対策シミュレーション	感染対策委員会
2月	身体拘束廃止②	身体拘束適正化検討委員会
3月	看取り介護②	医務

*法人のレベル別研修、キャリアアップ研修、練馬研修センターの研修等への参加も併用する。

2021年度

第3 育秀苑介護老人福祉施設

短期入所生活介護事業 事業計画

今年度の重点課題

① 育秀会ブランドの確立

- ① 全職員が法人理念・基本精神を理解し、利用者が最期まで自分らしく生活できるよう、家族と情報を共有し協力いただき、一人ひとりの生活を支えていきます。
- ② オンライン等を活用し、合同相談員会議を通して情報の共有・連携を行い、施設間の標準化を図ります。
- ③ 施設のミッションを職員一人ひとりが具体的行動に表し、利用者に寄り添い、安心・安全に過ごせるよう支援します。
- ④ ホームページを活用し、毎月の趣味活動やイベントの様子を発信します。
- ⑤ 住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の福祉拠点として利用者の生活を支援します。

② サービス向上に対する取り組み

- ① ユニット型特養の良さを活かした個別ケアの充実を図ります。施設内研修やプリセプター制度を行うことで職員全員が認知症の理解・ケアの統一を図ります。
- ② 各職種でアセスメントを実施し、フロアミーティングやケア会議等で情報の共有を行います。利用者のADLや本人の強み・ニーズを把握し適切なケアを行うことで、自立支援・重度化防止を行います。
- ③ 施設内研修やオンラインを活用しての法人研修、外部研修等を行うことで、職員のスキルアップを図ります。
- ④ 利用者満足度調査、第三者評価、虐待の芽チェックリスト等のサービス評価を実施し、改善に取り組みます。
- ⑤ 利用者・来苑者が安心・安全で快適な施設とっていただけるように、環境整備・点検を行い、改善が必要な箇所は計画的に行います。

③ 経営基盤の安定

- ① 感染症の発生や災害時に、業務継続が行えるよう感染症対策委員会・防災委員会を中心に、対応マニュアルを検討し全職員に周知します。
- ② 特養稼働率98%、ショートステイ稼働率95%、特養+ショートステイ稼働率97%を目指します。

特養では、毎月2名～3名の実態調査を行い内定者を確保し、退所後10日以内に入所できるようにします。利用者の入院による空床発生を最小限に留めるよう医務室と

連携し、利用者の健康管理を行います。

ショートステイでは、新規利用者月2名以上の獲得を目標に、近隣居宅介護支援事業所へ空き情報の提供など連絡を密にし入所につなげます。また、緊急ショートの要請については、迅速な対応を行い積極的な受け入れを行います。

- ③ 人材の確保に努め、プリセプター制度による早期離職の防止や定着率促進につなげます。また、ユニット型特養の特色である馴染みのある職員による介助が損なわれることのないよう、ユニット・フロアを超えた配置を取り入れるなど、急な欠員に対応できる体制を整えます。
- ④ 合同医務会議や感染対策委員会を通し、感染症対策の検討・周知を図ります。
- ⑤ 個人情報保護研修を悉皆研修として全員が参加します。情報の取り扱い担当者や範囲を設定するなど、情報セキュリティーに取り組みます。

4 働きやすい職場作り

- ① 有給休暇取得の推進、超過勤務の減少等を行い働きやすい職場作りに取り組みます。
- ② 目標管理制度のもと、評価、面接を行い、目標を持ちキャリアアップできる体制を整えます。
- ③ 出産、育児、介護が必要な職員は、有給や特別休暇の取得、シフトの調整等を行い、安心して働くことができるよう職場環境を整えます。
- ④ 移乗リフトやタブレット端末を活用し、職員の身体的負担の軽減、業務の効率化を図ります。見守りセンサー導入の検討を行います。
- ⑤ 資格取得に関する情報提供や、実習等が必要な場合はシフトの配慮を行うことで、資格が取得しやすい環境を整えます。

5 地域貢献への取り組み

- ① 町会などの催しに参加し地域課題の取り組みに協力します。
- ② 近隣の保育園・児童館・中学校との交流や介護体験授業等を通して、地域共生社会の一役を担います。
- ③ 実習生を受け入れる環境を整え、福祉人材の育成を行います。
- ④ 年2回の避難訓練の他に、大災害時想定訓練（福祉避難所開設）を行います。地域住民と連携し、発災時に混乱することなく業務継続ができるよう、全職員に周知・徹底を図ります。

2021年度 特養業務日課表

		夜勤	早番	日勤	遅番	(医務)	(相談員)
		排泄介助(個別対応)					
朝食	6:40	起床・更衣 洗面介助					
	7:00		出勤・引継ぎ 起床・更衣 洗面介助				
	30	食事誘導・配膳	一斉換気(夏季)				
	8:00	食事介助 食事量確認・下膳	配膳・食事介助			出勤・引継ぎ・食事介助	
	8:30	口腔ケア・排泄介助	下膳・口腔ケア 排泄介助			下膳・与薬・口腔ケア 服薬介助・食事量確認	
	9:00	記録・引継ぎ	引継ぎ	出勤・引継ぎ		排泄介助・健康チェック (9.30 遅番出勤)	出勤・引継ぎ
	30		フロア対応	フロア対応		入浴者 要観察者バイタル測定 ミーティング	利用者対応
	10:00		水分補給介助 入浴介助・排泄介助 整容誘導(第2・4月曜)	一斉換気 入浴介助・排泄介助 (日勤A出勤)		配薬準備・通所者血圧 フロアラウンド健康チェック 処置	書類作成・整理
	11:00		レク活動 居室換気 口腔体操 食事誘導・配膳	居室換気 口腔体操 食事誘導・配膳		ショート入所健康チェック	家族連絡 ショート入所
昼食	12:00		休憩	食事介助 食事量確認・下膳 口腔ケア・排泄介助 交代で休憩・身辺介助	出勤・引継ぎ 食事介助・食事量確認・下膳	食事介助・服薬介助 食事量確認・下膳	
	13:00		入浴誘導 入浴介助	休憩	口腔ケア・排泄介助・ 身辺介助	交代で休憩	休憩
	14:00		レク活動	入浴介助・排泄介助 記録	入浴介助・排泄介助	排泄チェック・入浴介 配薬準備・処置	ショート送り
	15:00		記録・引継ぎ	おやつ水分補給介	休憩	通院介助 おやつ水分補給介助	書類整理 請求事務他
	16:00		退出	排泄介助	排泄介助		
	20			一斉換気	一斉換気	消毒・整理整頓 一斉換気	
	17:00			記録	配膳準備	記録・退出	記録等
夕食	30			食事誘導・配膳	食事誘導・配膳	食事誘導・配膳	
	40			退出	食事介助・服薬介助 食事量確認・下膳	食事介助・服薬介助 食事量確認・下膳 (18:30 遅番退出) 事務遅番に申し送り	退出
	18:00				口腔ケア		
夜間対応	19:00				コール対応		
	30				更衣・就寝介助 排泄介助		
	20:00	引継ぎ			引継ぎ 服薬介助 記録		
	30	排泄介助・消灯 廊下換気 随時排泄介助・巡回					
	21:00				退出		

2021年度

第3 育秀苑認知症対応型通所介護事業 事業計画

今年度の重点課題

① 育秀会ブランドの確立

- ① 法人理念・基本精神を毎朝のミーティングで唱和し、質の高いサービスにつながるよう意識づけます。
- ② オンラインを活用し、他事業所と情報交換するとともに連携を強化します。
- ③ 施設のミッションを職員一人ひとりが具体的行動に表し、利用者に寄り添い、一人ひとりの人権を尊重した利用者本位の介護を行います。
- ④ 月間予定や活動内容等をホームページで発信して行きます。
- ⑤ 第3 育秀苑デイサービスセンターだより「マンスリーレインボー」を作成し、家族、居宅介護支援事業所、地域住民に広く事業所の活動を広めます。

② サービス向上に対する取り組み

- ① 認知症対応型通所介護としての役割を理解し必要なケアを提供できるよう、内外部の研修へ積極的に参加し各職員にフィードバックすることでケアの向上に努めます。
- ② 利用者の担当職員を決め、担当者がアセスメント・モニタリングを行い、通所計画書に反映させ、自立性の向上及び重度化防止に向けた支援を行います。
- ③ 施設内研修やオンラインでの法人内研修・外部研修を利用して、職員個々の技術や知識の向上を図ります。
- ④ 「利用者満足度調査」を年1回実施します。調査結果を基に改善すべき点は真摯に受け止め、更なるサービスの向上に努めます。
- ⑤ 利用者が安心安全に過ごせるよう、定期点検を行うと共に環境整備に努めます。

③ 経営基盤の強化

- ① 年1回の実践訓練を行い大規模災害に備えます。災害発生時や災害が予測される場合も迅速に情報収集を行い家族、ケアマネジャーと連携し、利用者の安全確保に努めます。
- ② 1日の利用者登録数18名、平均実利用者数15名を目指します。
- ③ 介護福祉士資格のある職員の確保を図り、上位のサービス提供体制加算を取得できるよう取り組みます。
- ④ 各種委員会を通して感染症リスクへの対策を図ります。
- ⑤ 利用者の個人情報の漏洩を防ぎ、情報セキュリティの強化に努めます。

④ 働きやすい職場づくり

- ① 職員間のコミュニケーションを円滑にし、良好な人間関係を構築することにより、「職員が定着する職場作り」を目指していきます。

- ② 人員配置の適正化を図り、有給休暇を取得しやすい環境をつくり有給休暇取得を推進します。
- ③ 資格取得の情報提供やアドバイスを行い、勤務体制を整え資格取得しやすい環境を作り、職員のスキルアップを図ります。

5 地域貢献への取り組み

- ① 新型コロナウイルス感染状況の変化を踏まえ、可能な限り地域との交流を行い、季節に応じた行事を共に楽しむ機会を設けるなど、地域共生社会の実現に取り組みます。
- ② 実習生の受け入れを行い、福祉人材の育成に努めます。
- ③ 練馬区指定の福祉避難所として、大規模災害に備え練馬区および地域住民と連携し、地域の防災活動および防災訓練等を行います。

2021年度

第3 育秀苑訪問介護事業 事業計画

今年度の重点課題

1 育秀会ブランドの確立

- ① 法人理念・基本精神をもとに、いつまでも住み慣れた我が家で安心して過ごしていただけるよう支援します。
- ② オンライン等を活用し、情報交換を行い施設間の標準化を図りより良いサービスに努めます。
- ③ 施設のミッションを職員一人ひとりが具体的行動に表し、利用者に寄り添い、在宅での生活を支援します。
- ④ ホームページのブログを活用し情報発信します。

2 サービス向上に対する取り組み

- ① 認知症への対応力向上に向け、認知症ケアに関する研修を推進します。
- ② 自立支援・重度化防止の取り組みに向け、できる事を維持し続けられるように利用者の変化に気付き、ケアマネや家族と連携を図ります。
- ③ 施設内研修やオンラインでの法人内研修・外部研修にサービス提供責任者が積極的に参加し、ヘルパー研修時に報告します。
- ④ 利用者アンケート調査を年1回実施し、利用者満足度100%を目指します。調査結果から改善すべき点を真摯に受け止め、サービスの質の向上につなげます。

3 経営基盤の安定

- ① 厚生労働省の感染症対策動画を活用し、感染予防の徹底に努めます。
- ② 適切な事業所運営、介護サービスの提供を行い、近隣の居宅介護支援事業所、地域包括支援センター等の信頼を得ることで新規利用者の増加を図り、毎月新規5件、利用者数120名を目指します。登録ヘルパーを増員し、新規のサービスを常に受け入れられる体制を整え増益につなげます。
- ③ 合同就職相談会や面接会に参加し、登録ヘルパーの確保に取り組みます。
- ④ 年1回「個人情報保護」の悉皆研修に参加し、個人情報の保護意識向上を図ります。

4 働きやすい職場作り

- ① 個々のワークライフバランスを把握すると共に有給休暇取得の推進に努めます。
- ② 前期、後期と目標を掲げ、目標達成できるよう指導します。
- ③ ヘルパーが家庭と両立をしながら働き続けられるように、相談・報告できる職場環境を整えます。
- ④ スマートフォンやタブレットの活用による記録の負担軽減を検討します。

- ⑤ ヘルパーの各種資格取得の情報提供やアドバイスを行い、資格が取得しやすい職場環境を整え、スキルアップを図ります。

5 地域貢献への取り組み

- ① 地区祭などのイベントに参加し、地域の特性に応じたサービスを確保します。
- ② 練馬区介護予防・日常生活支援サービス従事者研修の修了者を受け入れ、初任者研修取得に向けて指導します。
- ③ 施設で行う防災訓練に参加し、災害時の対応強化に努めます。

2021年度

第3 育秀苑居宅介護支援事業 事業計画

今年度の重点課題

① 育秀会ブランドの確立

- ① 法人理念・基本方針を基に、その人らしい生活ができるよう福祉と医療のネットワークを構築し、中立公正で総合的なサービスを提供します。迅速・丁寧な対応を心がけ地域から信頼され、地域に根ざした事業所を目指します。
- ② 法人内の事業所とオンライン等を活用した会議や勉強会を開催し、情報交換すると共に、各施設間の標準化を図ります。
- ③ 施設のミッションを職員一人ひとりが具体的行動に表し、利用者に寄り添い、安心・安全に過ごせるよう支援します。

② サービス向上に対する取り組み

- ① 認知症や医療の高いケースが増加する社会情勢を把握し、利用者・家族のニーズに沿ったケアマネジメントを提供できるように努めます。
- ② 利用者の状況を総合的に勘案し、可能な限り在宅において自立した日常生活を営むことができるように、利用者本位の支援を行います。
- ③ 施設内研修やオンラインでの法人内研修・外部研修を利用して介護支援専門員として必要な知識や技術の向上に努めます。
- ④ 「お客様満足度調査」等を実施し、提供したサービスに問題がないかを振り返り、利用者に100%満足していただけることを目指します。
- ⑤

③ 経営基盤の安定

- ① 感染症や災害が発生した場合においても業務が継続できるように体制を整えます。
- ② 特定事業所として、地域包括支援センター等と連携を強化し困難ケース等を受け入れ、質の高いケアマネジメントを提供します。また、24時間連絡体制を確保しケアマネジメント依頼時にはいつでも相談を受けられる体制を整備します。新規の受け入れを積極的に行い、一人当たりの担当件数35件を確保します。
- ③ 感染症対策委員会等を通し、感染症への取り組みを継続し感染症リスクへの対策を行います。
- ④ 個人情報の漏洩を防ぎ、情報のセキュリティ管理に努めます。

④ 働きやすい職場作り

- ① 朝のミーティングおよび週1回定例会議を開催し、困難事例を共有し担当者が不在でも対応できる体制を整えます。
- ② 法人研修や外部研修に参加しやすい環境を整え、質の向上、自己研鑽に努める機会を増

やします。

- ③ 資格取得の情報提供やアドバイスをを行い、取得しやすい環境を整備し個々のスキルアップを図ります。

5 地域貢献への取り組み

- ① 地域ケアセンター会議・地域ケア圏域会議等に積極的に参加し、地域の特性・課題を把握し、いつまでも住み慣れた地域で自分らしく暮らせるために、民生児童員・老人会・町会・自治会・介護事業者等と連携を深めます。
- ② 特定事業所として地域の介護支援専門員をはじめ、介護支援専門員実務研修生の受け入れを行い、地域の介護支援専門員の育成に貢献します、
- ③ 大規模災害に備えて、町会・自治会等が開催する「災害時要援護者の支援に関する会議」等に参加します。

2021年度

事業計画

練馬区委託事業

2021年度 練馬区委託事業計画

地域包括支援センター

1. 事業運営の基本方針

練馬区地域包括支援センターは、練馬区高齢者保険福祉計画に基づき、高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、介護・医療・予防・住まい・生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」を実現するように高齢者支援を行います。各種の保健・医療・福祉サービスが総合的に受けられるように、練馬区等の関係行政機関、サービス実施機関等と連携・連絡調整等を取り、区民の方が安心して暮らしていけるように支援してまいります。

名 称	担当区域
桜台地域包括支援センター	桜台
第2育秀苑地域包括支援センター	旭丘、小竹町、羽沢、栄町
第3育秀苑地域包括支援センター	土支田、高松6丁目

2. 主たる事業内容

医療と介護の連携

認知症施策の総合支援

ひとり暮らし高齢者への支援強化

重度化防止に向けた保険者機能の強化

地域共生社会の実現に向けた取り組み

(1) 総合相談業務

①総合相談業務

②地域におけるネットワーク構築

③実態把握・安否確認

(2) 権利擁護業務

①高齢者虐待への対応（随時検討会議、月例検討会議）

②成年後見制度の利用支援

③消費者被害の防止

権利擁護の観点から支援が必要と判断された場合、総合福祉事務所・高齢者支援係と連携しながら、成年後見制度等、適切な制度が利用できるよう専門的かつ継続的に支援を行います。

④各協議体との連携

(子ども家庭支援センター、保健相談所、三士会、社会福祉協議会、包括的支援連携推進事業担当係、総合福祉事務所)

成年後見支援検討会議 年6回

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント業務

①包括的・継続的ケアマネジメントの環境整備

ア) 事例検討会の開催 (年4回)

イ) 介護支援専門員のネットワーク構築

ウ) 職能団体との連携

エ) ケアプラン点検

②介護支援専門員への支援

③主任介護支援専門員協議会の活動参加

(4) 在宅医療介護連携の推進

①「医療と介護の相談窓口」の設置および医療・介護連携推進員の配置

②在宅医療に関する相談支援

病院や施設からの在宅療養への移行相談

③地域の医療資源の把握

地域の医療・福祉資源の把握、それらに関するリスト作成

④医療介護連携の強化

多職種による在宅医療介護連携に関する事例検討会や研修の定期開催

I C Tの活用を図るなどによる、効果的な方策をとるよう努める

⑤その他

地域住民団体に対し、在宅療養や医療介護連携に関する勉強会の開催

(5) 認知症施策の総合相談

①認知症地域支援推進員の配置

②認知症に関する相談支援

③チームオレンジ活動の体制づくり

④もの忘れ健診に関する支援

⑤その他

(6) 地域ケア会議

①地域ケア会議

ア) 地域ケア個別会議 (年12回)

イ) 地域ケア予防会議 (随時、区から参加要請があった時)

ウ) 地域ケアセンター会議 (年2回)

②地域ケア圏域会議

地域ケアセンター会議で検討した地域課題について、その解決に向け、地域の関係者で協議する会を開催します。(年2回)

③地域ケア推進会議

区の施策形成を図る為に参加します。

(7) 介護予防マネジメント業務

- ①介護予防サービスの利用支援
- ②介護予防ケアマネジメント
- ③指定居宅介護支援事業所への委託
- ④東京都国民保険健康保険団体連合会への伝送

(8) 生活支援体制整備

- ①生活支援コーディネーターとの連携
- ②資源開発

(9) ひとり暮らし高齢者等訪問支援

- ①地域のひとり暮らし等の高齢者の自宅を年1回以上訪問する業務
- ②高齢者の見守りに関する業務
- ③訪問支援の対象となる高齢者の把握および名簿の管理
高齢者の実態を把握するための調査の協力、もの忘れ健診の協力
- ④訪問支援協力員の募集および資質向上に向けた研修
- ⑤協力員の活動管理および支援
- ⑥高齢者を見守る地域づくり

(10) 出張型街かどケアカフェ

①事業内容

- ア) 体操や講座など(介護予防)を目的としたもの
- イ) 茶話会や認知症カフェなど地域住民の(交流)を目的としたもの
- ウ) 介護や医療に関する出張相談会など(相談支援)を目的としたもの
- エ) その他、高齢者の在宅生活を支援する活動と認められるもの

②実施場所

担当地域の一部に偏らないよう留意すること

(11) 常設型街かどケアカフェ事業

①業務内容

- ア) 施設利用に係る業務
 - i) 利用者への飲料など提供の支援
 - ii) 利用者間の利用調整
 - iii) 利用者の安全管理
 - iv) 苦情処理
 - v) 緊急時対応
- イ) 施設・備品等に係る業務

- i) 施設の清掃、物品購入、物品管理、
- ii) 防火管理者と協力して行う業務
- ウ) 事業実施等に係る業務
 - i) 高齢者の介護予防および健康増進に資する活動を企画し実施する
 - ii) 認知症高齢者の交流の機会の提供および介護者支援に資する活動を企画し
 - iii) 実施する
 - iv) 高齢者などの医療介護および健康に関する相談に応じ必要に応じて区その他の関係機関と連絡をとること
 - v) 介護従事者に関する知識の取得および情報交換の機会の提供を行う
 - vi) 地域の高齢者関連情報の収集や提供を行うこと
 - vii) その他高齢者の在宅生活を支援する協力を行うこと

②その他

区が主催する街かどケアカフェ担当者連絡会に年1回程度参加する

(12) 福祉用具貸与

- ①用具の貸出料は無料とする。ただし、貸出期間中に使用者の過失により用具を破損した場合は、修理代金を負担してもらうこととする。過失の判断については協議の上、決定します。
- ②貸出品目（車いす、シルバーカー、シャワーチェア、浴槽内椅子、の4品、およびバスボード、安全杖、ポータブルトイレのいずれか1品目）
- ③福祉用具の管理

(13) はつらつシニアクラブ

- ①介護予防把握事業業務、地域活動に関する勧奨・相談業務、専門職による健康相談等の業務
- ②生活機能の低下の有無の確認
- ③地域活動団体等のマッチング
- ④個別相談の対応
- ⑤その他介護予防等に関する情報の提供
必要に応じて、介護予防、認知症予防、フレイル予防の情報提供や社会参加に資する資源の紹介を行う

(14) その他

- ①要介護・要支援認定調査
- ②会議への参加
- ③事業への協力

3. 職員配置

地域包括支援センター業務に従事する者として、保健師、社会福祉士、主任介護支援

専門員を配置します。

介護予防ケアマネジメント業務専任の介護支援専門員を配置します。

ひとり暮らし高齢者等の支援業務に専従する訪問支援員を配置します。

	桜台	第2育秀苑	第3育秀苑
法定三職種	3名	3名	3名
介護予防 ケアマネジメント担当	2名	2名	2名
訪問支援員	2名	2名	2名
常設型街かどケアカフェ担当	1名		
事務員	0.5名	0.5名	0.5名
合計	8.5名	7.5名	7.5名

4. 定例会議

- (1) 育秀会の地域包括支援センター合同の定例会議を開催し情報交換を行います。
年2回 第3火曜日 9:00～
- (2) 育秀会の地域包括支援センター合同のリーダー会を開催し、情報の共有・制度の理解を深め、業務や意識の統一を図ります。必要に応じて各職種会議を開催します。
5月・8月・11月・2月 第2金曜日 17:30～
- (3) 育秀会の地域包括支援センター合同の各職種会議を年4回開催します。
開催時期については各職種会で決定します。

5. 参加する研修会等

- (1) 東京都、練馬区、社会福祉協議会等への研修参加
- (2) けあまねりま・けあまねひろば☆ひかり
- (3) 東京都介護支援専門員研修
- (4) 練馬区主任介護支援専門員協議会

6. 災害時対応

- (1) 事業継続計画の策定
- (2) 災害発生時の役割

「練馬区災害時要援護者支援プラン」に従い、担当区域の避難行動要援護者名簿および平常時に見守り活動の中で把握している情報をもとにできる限り安否確認を行います。また、担当区域の介護保険事業所の被災状況等の情報を収集し、地域の介護支援専門員や関係機関に提供します。

7. その他

- (1) 業務の引継ぎ
- (2) 事故報告
- (3) 苦情処理
- (4) 相談環境の配慮
- (5) 障害者差別の禁止および合理的裨領の提供

8. 重要な取り組み課題

(1) 育秀会ブランドの確立

- ①地域住民の相談窓口として、迅速、丁寧な対応を行います。地域に根差したセンターとなるよう、ネットワーク構築を図ります。
- ②センター会議および各職種会議はオンラインなどを活用し定期開催、業務や意識の統一化を図ります。
- ③ホームページ等を活用し継続的に活動内容を発信していきます。
- ④センターが開催する地域活動を公開し、地域との関係を深めていきます。
- ⑤地域共生社会の実現に向けて業務を遂行します。

(2) サービス向上に対する取り組み

- ①相談に対してセンター内で権利擁護の視点を共有し、支援をすすめていきます。
- ②法人の研修、東京都や練馬区等で専門職研修を活用して、個々の相談援助力の向上を図ります。
- ③各職員が専門性を強めて、利用者に還元できる力を培っていきます。
- ④練馬区が実施する、第三者評価に協力します。介護予防ケアマネジメントの事業所として、適正運営に向けて、合同でのチェック体制を整えていきます。
- ⑤コンプライアンス研修の行い個人情報を重ねる環境に配慮し、業務を遂行していきます。

(3) 経営基盤の安定

- ①業務継続に向けて、感染症対策を実施する
- ②地域の避難拠点連絡会へ参加し、センターの役割の周知を図るとともに災害時の取り組みを把握していきます。
- ③情報のセキュリティー管理に取り組む

(4) 働きやすい職場作り

- ①地域のボランティア、元気な高齢者が活躍できる場所や機会をサポートしていきます。
- ②事業ごとの担当者同士が業務内容や進捗状況を確認しあい、チームの一員とし協働していきます。
- ③職員ごとの目標に沿った研修計画を立て、参加します。

(5) 地域貢献への取り組み

- ①地域ケア個別会議から見えてくる課題を、地域ケアセンター会議で地域住民等と共有や意見交換し、課題解決に向けた働きかけをすすめていきます。
- ②街かどケアカフェ事業の発展と、ボランティアを新たなカフェ開設に取り組んでいきます。また、常設型では、多世代交流ができるような働きかけを行っていきます。
- ③健康や介護予防講座、認知症サポーター養成講座、Nipro などの自主開催や講演の要請に応じ、開かれたセンターを目指します。
- ④地域の避難訓練に参加していきます。地域の小・中学校の介護体験授業を通して、福祉教育に協力します。
- ⑤福祉避難所の開設に向けた訓練に協力します。

2021年度 練馬区委託事業計画

生活支援員センター

1. 事業運営の基本計画

65歳以上の者のみで構成される生活保護を受給している世帯に対し、居宅を訪問し生活状況を把握し、その世帯が地域の中で孤立せず安心して暮らせるように支援してまいります。

名称	担当区域	利用世帯
桜台生活支援員センター	桜台、練馬2丁目	300世帯
第2育秀苑生活支援員センター	旭丘、小竹町、羽沢、豊玉上 豊玉北1・2丁目、豊玉中2丁目	300世帯

2. 主たる事業内容

(1) 定期訪問支援業務（4か月に1回実施）

- ①世帯員の安否確認を中心に日常生活の状況を把握する見守り支援
- ②日常生活上の課題、悩みごとについて必要な助言を行う支援
- ③介護保険サービス等の高齢者福祉サービス利用の案内およびその手続きにかかる支援
- ④人と社会のつながりが保てるように働きかけを行う支援
 - ア) 老人クラブ、町内会、地域包括支援センターで実施している事業への参加、地域における交流の機会への参加の働きかけを行う支援
 - イ) 世帯の意欲、特技、希望などに応じてボランティア活動の紹介や参加のきっかけ作りなどの支援
- ⑤健康寿命の延伸に関する支援
 - ア) 医療保険未加入者健診の受診勧奨を行う支援
 - イ) 健診の結果、特定保健指導が必要な者に保険相談所の健康指導の利用勧奨を行う支援
 - ウ) 医療機関での治療が必要な者に受診勧奨を行う支援
 - エ) 生活習慣病治療中の者は、病院受診の継続を確認し、通院の自己中断を予防する支援
 - オ) 健康寿命の延伸に関する助言をする支援

(2) 日常生活支援業務

- ①日常生活支援（見守りの強化、入院時の準備、入退院時の付き添い、通院同行、各種手続き等）
- ②担当介護支援専門員や地域包括支援センターとの連携による支援

- ③居宅生活の維持が難しくなっている者の入院・入所の移行に向け、受け入れが可能と考えられる病院・施設についての情報提供をする支援
- ④夏季の見守り強化の支援
 - ア) 7月～9月に実施する
 - イ) 地区担当者と協議し見守り強化が必要とされる支援対象世帯を把握する
 - ウ) 電話、外観、対面などの方法で週1回の見守りを行う

(3) 連絡会議等への出席

- ①業務の実施状況の報告および情報共有を図る (月1回)
- ②スキルアップのため区が実施する研修に参加 (年1回)

(4) 練馬総合福祉事務所へ報告

- ①「事業実施状況報告書」を作成し翌月10日までに福祉事務所に提出する
- ②「人と社会とのつながりがある世帯の割合 調査票」を年2回(6月末・12月末)に作成し担当保護係長へ提出する
- ③「訪問・支援記録票」に生活状況の把握などを記録し随時、担当保護係長へ提出する
- ④「夏季見守り強化支援 実施状況報告書」を作成し翌月10日までに福祉事務所長へ提出する

3. 実施手順

(1) 定期訪問

福祉事務所から提示された「支援対象者名簿」をもとに、誕生日別に発送される医療保険未加入者健診の受診券の到着時期に初回の居宅訪問ができるように、その後4ヶ月に1回の定期の居宅訪問を実施することができるように、年間の訪問計画を立案します。生活支援員は担当世帯に対し定期的に居宅訪問を実施し、世帯員の安否確認、生活状況の把握に努めます。訪問実施後、記録票を作成し福祉事務所に送付します。

また、居宅訪問実施時以外の支援対象世帯からの相談、そのことに係る関係機関との連絡調整等に関する経過、結果についても、速やかに記録票を作成し、福祉事務所に送付します。

(2) 高齢者日常生活支援プログラムによる支援 (定期訪問以外の支援)

支援対象世帯の世帯員のうち、定期訪問以上の訪問支援が必要と認められる者を福祉事務所に報告します。福祉事務所が「高齢者日常生活支援プログラム」の支援対象者として決定した者に対し、必要に応じて下記の支援を行います。

①日常生活支援

- ア) 見守りの強化支援
- イ) 入院時の準備支援
- ウ) 入退院時の付き添い支援、入院中の外出支援

- エ) 通院同行支援
- オ) 各種手続き支援
- ②居宅生活の維持が難しくなっている者の入院・入所への移行に向け、受け入れが可能と考えられる病院・施設についての情報を支援対象者および福祉事務所に提供する支援
- ③健康寿命の延伸に関する支援

4. 職員配置

生活支援員は高齢者の居宅生活支援に関する知識を有する介護福祉士、社会福祉士、介護支援専門員等の資格を有する者としてします。

支援対象者世帯が150世帯ごとに1名の生活支援員と現場責任者1名を配置します。

	桜台	第2育秀苑
現場責任者	1名	1名
生活支援員	2名	2名
合計	3名	3名

※現場責任者は地域包括支援センターの職員が兼務

5. 重要な取り組み課題

(1) 育秀会ブランドの確立

- ①支援対象世帯が安全に安心して暮らせるように支援します。
- ②自立支援の視点から人や社会とのつながりの支援を進めていきます。

(2) サービス向上に対する取り組み

- ①支援対象者の人権尊重に十分に配慮し、自立した生活の支援を行います。
- ②専門領域の研修を利用し、知識や相談技術の向上を図ります。

(3) 経営基盤の安定

- ①業務継続に向けて、感染症対策を実施する
- ②連絡会において地区担当者と連携体制を構築し、役割を明確にします。
- ③事業ごと主担当者を置き責任を持って業務にあたり、新しいチーム運営の安定を図ります。

(4) 働きやすい職場作り

- ①訪問面談がスムーズに行えるよう、計画を作成します。
- ②支援方針の相談が適時に行える環境を整えます。

(5) 地域貢献への取り組み

- ①地域における交流の場（老人クラブ、町内会、シルバー人材、敬老館等）の情報を提供し利用につなげることで、個人と地域のネットワークの構築を図ります。

2021年度 練馬区委託事業計画

羽沢高齢者集合住宅における生活協力員

1. 事業運営の基本方針

羽沢高齢者集合住宅の入居者の実態を把握し、安否確認や緊急事態を確認した場合はすみやかに練馬区へ報告・協議のうえ、地域包括支援センター等と連携して入居者の安全で安心な暮らしを支援してまいります。

2. 主たる事業内容

- (1) 入居者の実態把握および練馬区への報告書作成
年1回、入居者基本台帳を作成する。
月1回、訪問面談を行い生活実態の把握を行う。
翌月10日までに練馬区へ報告書を提出する。
- (2) 居室の鍵の預かり・管理、点検業者への貸出
鍵管理室の鍵を預かり施錠管理する（管理簿を利用する）。
点検業者へ鍵を貸し出す。
 - ① 緊急通報装置（2か月1回）
 - ② 火災感知器（年2回）
- (3) 近隣・親族等からの通報による安否確認
緊急通報システムによる通報がない場合でも、親族や近隣住民等から安否確認の依頼があった場合、練馬区および地域包括支援センターと緊密な連携のうえ、鍵の開錠や緊急車両要請など対応をする。
- (4) 必要時に応じて関係機関との連絡
練馬区や地域包括支援センター、警備業者や点検業者等と連絡を行う。
介護保険サービスを利用している入居者については、担当の介護支援専門員から情報収集を行い連携する。
- (5) 練馬区からの連絡文書の配布
訪問日のお知らせ、練馬区から依頼があった場合に文書の配布を行う。
- (6) 消防署による防災（避難）訓練の実施
入居者が防災（避難）訓練に安全に参加する支援を行う（年1回）。

3. 職員配置

介護福祉士等の資格を有する者 2 名、責任者 1 名を配置します。

4. 今年度の重点課題

(1) 育秀会ブランドの確立

- ① 入居者が安全に安心して暮らすことができるように、関係者と必要時に連携できる体制を整えていきます。
- ② 地域の協力機関と住民、また住民同士が支えつながり合う安心な暮らしを支援していきます。

(2) サービス向上に対する取り組み

- ① 集合住宅内のネットワークを考慮しつつ、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報の取り扱いは適正に行います。

(3) 経営基盤の安定

- ① 業務継続に向けて、感染症対策を実施する
- ② 防災（避難）訓練に参加し、入居者の安全策や設備等の把握を行います。
- ③ 支援や事業の利用を必要とする入居者に対し、地域包括支援センター等と連携していきます。

(4) 働きやすい職場作り

- ① 責任者は見守りを目的とする月 1 回の訪問面談の報告と相談をすみやかに受け、対応できる体制を整えていきます。

(5) 地域貢献への取り組み

- ① 鶴の里ホールで行われる活動の参加を入居者へ促し、近隣住民との交流が図れる支援をすすめます。

2021年度 練馬区委託事業計画

高齢者筋力向上トレーニング事業

1. 事業運営の基本方針

地域支援事業を推進し、介護予防マネジメントの結果で参加が認められた高齢者に対し、生活機能を改善するプログラムを提供し、介護予防を図る。

2. 主たる事業内容

高齢者筋力向上トレーニング利用者のADL、IADLの改善を図るために介護予防プログラムを実施する。

介護予防プログラムは1教室23回とし、週2回、3か月間を目安に実施する。

(1) 事前アセスメント（ケース会議）

- ①生活状況の把握とリスクの評価
- ②体力測定、身体測定の実施
- ③理学療法の評価
- ④区指定アンケートの実施
- ⑤日常生活の課題を明確にし、個別目標の設定

(2) 個別実施計画作成

- ①アセスメントに基づき計画を作成
- ②利用者に説明し、同意を得る

(3) プログラムの実施

- ①プログラムの実施前に体調のチェック（血圧・脈拍の測定等）
- ②専用マシンによる筋力トレーニング及び柔軟性、バランス能力等を向上させる包括的なトレーニング、及び歩行トレーニング
- ③利用者の状態に合わせた個別のトレーニング
- ④必要に応じて理学療法訓練を行う
- ⑤プログラムは1.5時間以上実施する
- ⑥自宅での運動プログラムの提供を行い、日常生活上の運動に関する相談に対応する

(4) 事後アセスメント（ケース会議）

- ①理学療法評価
- ②開始時と同様の体力測定、身体測定の実施
- ③目標達成度の評価
- ④区指定アンケートの実施

(5) 従事者

- ①理学療法士 1名
- ②運動指導員 1名
- ③看護師 1名

(6) その他

- ①事業に参加が決定した者で、区が参加のために送迎が必要と認めた利用者に対して送迎を行う
- ②ボランティアについては、事業を社会生活支援の場のひとつとして、事業終了者、地域高齢者等を活用することに努める。また導入にあたってはボランティア研修を実施する。